

## 議第27号

### 滋賀県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

---

#### 滋賀県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

滋賀県国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年滋賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条中「同条第2項」の右に「および第4項」を加える。

付則第2項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。